

2025年秋季年末賃金確定交渉の主な成果

広島県高等学校教職員組合

広島県人事委員会勧告に関するもの

次の妥結事項を踏まえた関係条例等の改正案が県議会12月定例会に提案、可決、施行されれば、2025年4月に遡って差額支給が2025年12月末に行われます。

1 月例給（遡及有り）



勧告どおり、暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員を含めた全員が引上げとなります。

会計年度任用職員の基礎報酬額についても、2026年度から引き上げられます。

どれくらい上がる？

教員（教育職2級5号給）	13,300円
教員（教育職2級135号給）	11,300円
教員（教育職1級9号給）	13,100円
事務職員等（行政職1級29号給）	11,900円
事務職員等（行政職1級55号給）	10,500円
教員（再任用フル）	7,900円
教員（再任用ハーフ）	4,800円

ボーナス分を含めた差額支給は、引上げ額の13倍～16倍です。

2 ボーナス（遡及有り）



勧告どおり、ボーナスの年間支給月数が引き上げられます。

2025年度分は、12月末の差額支給に含まれます。

2026年度分は、6月と12月、翌年3月のボーナスに期末手当と勤勉手当に分けて支給されます。

どれくらい上がる？

年間支給月数 (再任用職員以外)	4.60月→4.65月
(再任用職員)	2.40月→2.45月
支給月数引上げの他に、ボーナスの算定基礎となる月例給の引上げ分も影響します。	

3 自動車等使用者に係る通勤手当 (2026年4月から)

- ①自動車等の使用者に係る手当額が引き上げられます。
(引上げ額は100円～15,700円)
- ②片道98km以上について、新たな距離区分が創設されます。



どれくらい上がる？

通勤手当（月額）の一例（全て四輪車使用の場合）	
（片道10km以上14km未満）	7,000円→ 7,300円
（片道30km以上34km未満）	17,600円→18,200円
（片道102km以上106km未満）	55,100円→ 59,400円

4 駐車場の利用している場合の 通勤手当（2026年4月から）

- ①駐車場の利用に対する手当について、1か月当たりの支給の限度額が3,000円から5,000円に引き上げられます。
- ②支給に係り「1か月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額」とする取扱いが廃止されます。

5 宿日直手当（遡及有り）

300円引上げとなり、5時間以上の場合、通常の宿日直は4,700円、特殊な宿日直（寄宿舎教員）は7,700円となります。